

# 令和2年度 香川県奨学のための給付金制度のご案内（本科生等）

香川県立小豆島中央高等学校

## 1. 奨学のための給付金制度とは

生活保護受給世帯または道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の授業料以外の教育費負担の軽減を目的とした、返済不要の給付金です。支給を受けるには、毎年度申請が必要です。

## 2. 対象となる方

基準日に、次の①～③すべての要件を満たしている世帯が対象です。

※基準日は、令和2年7月1日(令和2年7月2日以降に高等学校等に入学した高校生等は、入学日)です。

### ① 保護者等（親権者）が香川県内に住所があること

※保護者等が香川県以外に住所を有している場合、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

### ② 生活保護（生業扶助）受給世帯または保護者等（親権者）全員の令和2年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）の世帯であること

※保護者が父母である場合、どちらも非課税であることが必要です。

### ③ 高校生等が高等学校等就学支援金の対象校（特別支援学校高等部を除く）に在学し、かつ、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有していること

※基準日に休学している場合は、事前にご相談ください。

※高等学校等就学支援金の対象校(特別支援学校高等部を除く)とは、次の学校です。

高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、専修学校高等課程、専修学校一般課程または各種学校であって国家資格者養成施設(理容師、美容師、准看護師、調理師、製菓衛生士の養成施設(所))の認定を受けているものなど。

【注】次の場合は対象外です。

- ・保護者等の一人が賦課期日に海外に在住し、令和2年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割がわからない。
- ・高等学校等就学支援金の対象校(3年制以上)を既に卒業または修了している。
- ・児童福祉法により見学旅行費または特別育成費が支給されている。

3. 給付額： 一人あたりの給付額は2ページで確認してください。

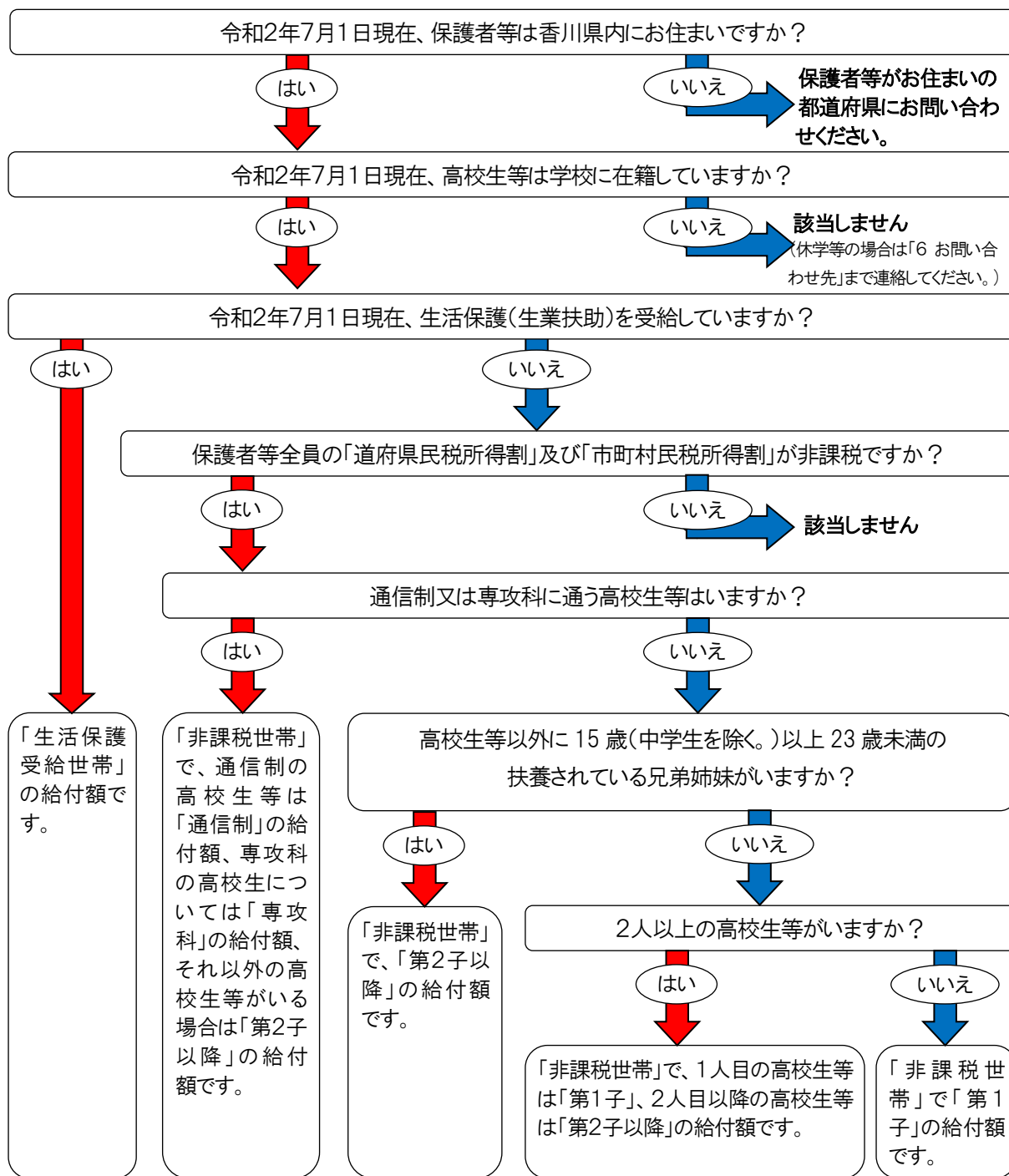
## 4. 申請期限

### ○書類配付締め切り：令和2年7月10日（金）放課後

※上記の日までにお子様を通じて校内の給付金担当まで書類を取りに来てください。

### ○第1回目校内書類提出締め切り：令和2年7月27日（月）放課後

## 香川県奨学のための給付金対象及び給付額確認シート



	全日制・定時制		通信制		専攻科	
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立
生活保護受給世帯	32,300円	52,600円	32,300円	52,600円		
非課税世帯(第1子)	94,000円	113,500円	46,500円	48,100円	46,500円	48,100円
非課税世帯(第2子以降)	139,700円	148,000円				

※非課税世帯の給付額のうち 10,000 円はオンライン学習に係る通信費相当として特例的に支給されるものです。